



市町第 615 号  
平成20年12月22日

各市町村長 殿  
(政令指定都市を除く)

神奈川県総務部長

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行等を踏まえた  
行財政運営の適正化について(通知)

平成20年度から地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「財政健全化法」という。）が施行され、本年11月28日には同法に基づき健全化判断比率等の財政指標が公表されたところです。

この財政健全化法においては、地方公共団体自らが財政指標の算定を通じて財政状況を的確に分析し、早期に財政の健全化に向けた取組を推進していくことが期待されているとともに、地方議会や住民による行財政運営に対する監視も強化できるよう、財政状況等に関し、実態を反映した適切かつ分かりやすい情報開示に努めていくことが求められております。ただし、こうした財政状況の説明に用いる財政指標については、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく予算計上や執行管理がなされ、その他法令の適正な制度の運用がなされた上で算定されていることが前提となります。

つきましては、財政健全化法の趣旨を踏まえつつ、同法が施行されたことを契機として、あらためて行財政運営の適正化に向けて取り組むことが求められますので、次の「第1 今後の行財政運営に向けて留意すべき事項」に留意して点検、見直しに努められるとともに、「第2 行財政運営の適正化に向けて点検・改善すべき事項」については、点検の上、該当項目がある場合には、確実に対処されますようお願いいたします。また、これらの趣旨については、貴市町村が構成団体となる地方公共団体の組合のほか、関係団体に対しても速やかにご連絡いただくようお願いいたします。

なお、本通知については、地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的な助言として行うものであり、今後、本通知等を踏まえた対応状況に関し同条項に基づく調査を実施するなど、引き続きフォローアップを行ってまいりますので、ご留意ください。

【問い合わせ先  
市町村課財政班 篠原  
電話(045)210-3184(直通)】

## 第1 今後の行財政運営に向けて留意すべき事項

### 【財政運営に関する事項】

#### 1 財政健全化に向けた方針等の策定

神奈川県内の市町村においても、平成19年度は、税源移譲が行われたものの一般財源収入は総体として減少する一方で、扶助費などの経常的経費は確実に増加しているなど、市町村財政は厳しさを増している状況にある。

また、平成20年度及び21年度の財政状況を見渡していくと、県内企業の業況悪化による法人関係税収の大幅な減収のほか、個人所得の減少による個人住民税の減、住宅着工件数の減少による固定資産税の減など、地方税収を主とする一般財源の大幅な減少が見込まれる中で、扶助費を主として義務的経費も確実に増加が見込まれている。

こうした状況を踏まえ、財政健全化法に基づく健全化判断比率に関し、平成19年度決算に基づく算定では早期健全化基準を超過しなかった場合であっても、次の例示項目に該当する団体等については、地方公共団体の行財政基盤の強化といった観点からも、財政健全化に向けた計画的かつ具体的な取組を早期に進める必要があると考えられることから、財政健全化に向けた方針や計画の策定に向けた検討が求められる。

- (1) 地方債、企業債の既発行額の状況を踏まえ、今後、公債費及び公営企業会計に対する繰入等公債費に準ずるものの増加が確実に見込まれ、一般財源収入の状況も踏まえて、概ね1.0%以上の実質公債費比率の上昇が見込まれる団体
- (2) 公債費のほか、扶助費、補助費等、繰出金も含めた経常的経費の増加が確実に見込まれ、経常収支比率が既に95.0%を超過している、又は一般財源収入の状況も踏まえて、今後の超過が見込まれる団体
- (3) 基金からの繰替運用を継続的に実施し、償還の繰り延べ措置のほか、借入の長期化が見込まれる団体
- (4) 今後、地方債現在高、企業債現在高が増加傾向にあり、かつ減債基金と財政調整基金の合計残高が、標準財政規模の10.0%を下回っている、又は今後下回ることが見込まれる団体
- (5) 平成19年度決算に基づく将来負担比率の算定において、特定目的基金残高を除く充当可能財源に対し、地方債現在高等今後確実に支出が生じる将来負担額の割合が高く、その負債の償還に10年以上要するものと見込まれる団体
- (6) 土地開発公社の供用済土地、未収金の処理を中長期に渡って行わざるを得ない団体

#### 2 地方公営企業等の経営健全化に向けた対応

財政健全化法が施行されたことを踏まえ、同法に基づく公営企業の資金不足に関し、平成19年度決算に基づく算定では資金不足が生じていなかった場合であっても、引き続き、経営健全化に向けた取組が求められる。

なお、特別会計と一般会計との間の経費負担区分については、地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条により、また、公営企業会計については、「平成20年

度の地方公営企業繰出金について」(平成20年6月6日付け総務省自治財政局長通知)により適正な運用が要請されている。例えば、下水道事業における平成18年度の繰出基準の見直し(雨水公費負担の見直し)を踏まえた見直し等、公営企業を含めた公営事業において、公営事業会計と一般会計との間の経費負担の適正化の観点から、点検・見直しを行っていくことが求められる。

### 3 第三セクター等への支援の在り方の見直し

「第三セクター等の改革について」(平成20年6月30日付け総務省自治財政局長通知)により、経営が著しく悪化している第三セクター等に出資又は損失補償等の財政的支援を行っている市町村は、「経営検討委員会」(仮称)を平成20年度中に設置し、所要の評価・検討を開始した上で、第三セクター等ごとの経営改革に関する方針を定めた「改革プラン」を平成21年度中に策定することが要請されている。

この通知の趣旨を踏まえ、各市町村が主体となって設立した第三セクター等については、「経営検討委員会」を設置し、あらためて経営状況の点検・評価を行った上で、団体の位置付けや支援の在り方について見直しを進める必要がある。

特に、新たに当該団体の運転資金に充当するための債務の発生に対して、市町村による債務保証、損失補償のほか、長期・短期借入金の償還に対する補助などの財政的支援を行う際には、当該団体において十分な経営改革努力を行っているか見極め、対応が不十分な場合においては、当該団体の廃止も視野に入れた財政的支援の在り方を見直すよう求められる。

### 4 地方税の収入確保の一層の推進

総務省が自由民主党税制調査会へ示した平成20年度地方税収動向においても、法人二税(法人住民税、法人事業税)の伸び悩み等により、20年9月末現在の調定額累計は、前年度同期比で地方財政計画の見込みを下回っており、本通知第1の1の項で述べたとおり、今後の税収も厳しいものと考えられる。

また、地方分権推進による税源移譲等を通じて地方税の重要性はさらに高まっており、並行して住民の地方税に対する関心も一段と強まっている。

一方、各市町村においては、「地方税の徴収に係る合理化・効率化の一層の推進について」(平成17年4月1日付け総務省自治税務局長通知)を踏まえ、税務職員の徴税能力の向上と併せ、それぞれ民間への業務委託等収納業務の合理化に向けた検討も進められている。

そうした中、住民の納税に対する不公平感を払拭し、税務行政への信頼を高めていくためには、一層の収入未済額の圧縮、徴収率の向上に向けた努力が重要であり、今後も人員・組織体制の強化、滞納処分等の共同処理・広域化のほか、県派遣職員の受入、滞納処分の強化、民間委託の推進等を行うことにより、更なる地方税収確保の推進が求められる。

加えて、税収以外の自主財源に関しても、負担の公平性の担保や受益者負担の原則の観点から、使用料・手数料等の適正化に向けた見直しを進めるほか、同様に未収金の解消に向けて取り組むことが求められる。

## 5 随意契約の見直し

平成17年度に発覚した国の談合事件等を契機として、国では随意契約の見直しを進めてきており、本県においても、平成20年度から3年間で随意契約の抜本的な見直しに取り組むこととし、「随意契約見直し計画」を策定したところである。

また、「随意契約の適正化等について」（平成20年7月14日付け総務省自治行政局行政課長通知）により、国の取組を踏まえて住民の目線に立った随意契約の見直しを行い、その適正化・透明化に取り組むよう要請されている。

こうした中で、各市町村においても、国、県の取組や上記通知の趣旨を踏まえつつ、真にやむを得ないものを除いて、競争性のない随意契約から一般競争入札等の競争性のある契約方式への計画的な移行を進めるといった、契約事務の適正化に向けて、点検・見直しに取り組むことが求められる。

## 6 補助金の執行管理体制の再点検

会計検査院から内閣に提出された平成19年度決算検査報告（平成20年11月7日）により、対象12道府県において、国庫補助事業に係る事務費等について不適正な経理処理が行われていたことが明らかになったほか、その後も独自の調査により、同様・類似の事例があったことが、本県も含めた各県の公表で明らかとなっている。

こうした実態も踏まえて、「公金の取扱いの適正化等について」（平成20年11月12日付け総務事務次官通知。以下「公金の取扱い適正化通知」という。）が出され、あらためて公金の取扱いについて注意喚起がなされているが、もとより、国庫支出金・県支出金等の取扱いについては、その目的のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）等関係法令及び各補助要綱等に沿った厳格な取扱いがなされるべきものである。

したがって、市町村においても、これまでの執行実績に関し独自に調査を実施するほか、今後の事務費の不正支出や、未竣工工事等に対する支出を防止する観点からも、適正な支出負担行為に基づき、検査・確認を行った上で支出がなされているか、あるいはその検査等を行うための組織体制、システムは十分であるかなど、補助金の執行管理体制の再点検、検証を行うことが求められる。

## 【行政運営に関する事項】

### 7 行政改革の推進

「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（平成17年3月29日付け総務事務次官通知。以下「新地方行革指針」という。）により、「集中改革プラン」の公表のほか、同プランに明示した数値目標等の実現に向け着実に取り組むことが要請されている。

さらに、新地方行革指針策定後、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）が施行されたことを踏まえるとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」を受けた「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（平成18年8月31日付け総務事

務次官通知)により、更なる行政改革への取組も要請されている。

各市町村においては、住民、議会に対し十分な説明責任を果たすべきことに留意しつつ、これらの指針等を参考として、より一層積極的な行政改革の推進に向けて取り組むことが求められる。

## 8 人事給与関係諸制度の適正化等

人事給与関係諸制度の構築及び運用にあたっては、地方自治法第204条、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条の規定等に基づき、給与条例主義の原則、均衡の原則及び職務給の原則等の諸原則を遵守することとなっているが、特に近年、市町村には国通知等により次の要請がなされていることから、住民、議会に対し十分な説明責任を果たすべきことに留意しつつ、これらを踏まえた制度及び運用の点検、見直し等が求められる。

- (1) 「技能労務職員等の給与等の総合的な点検の実施について」（平成19年7月6日付け総務省自治行政局公務員部長・総務省大臣官房審議官（公営企業担当）連名通知）に沿った総合的な点検の実施及び適切な対処
- (2) 「地方公務員の給与及び勤務時間の改定に関する取扱い等について」（平成20年11月14日付け総務事務次官通知）により助言されている次の事項への対応
  - ア 給与水準が国家公務員又は民間を上回っている地方公共団体における必要な是正措置の実施
  - イ いわゆる「わたり」等の速やかな見直し
  - ウ 地域手当の支給地域及び支給割合の原則国公準拠
  - エ 特殊勤務手当・通勤手当等の諸手当の在り方の点検等
  - オ 公正かつ客観的な人事評価システムの構築・活用等
  - カ 職員の勤務時間や休暇等の勤務条件の適正化
- (3) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の一部改正に伴う育児短時間勤務制度の導入
- (4) 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）の施行に伴う人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部改正に相当する裁判員等に係る所要の措置
- (5) 地方公務員法第58条の2に基づく人事行政の運営等の状況の公表、「『地方公共団体における職員給与等の公表について』の全部改正について」（平成17年8月29日付け総務事務次官通知）に基づく給与情報等公表システムの活用による住民への積極的な情報提供
- (6) 「地方公共団体が実施する福利厚生事業に係る点検・見直し及び事業の実施状況等の公表について」（平成19年12月26日付け総務省自治行政局公務員部福利課長通知）を踏まえた職員互助会への財政的支援の在り方を含む福利厚生事業の点検・見直し

## 第2 行財政運営の適正化に向けて点検・改善すべき事項

### 1 債務負担行為の適正な設定

地方自治法第214条に基づき、地方公共団体が債務を負担する場合には、予算で債務負担行為として定めておかなければならないこととされている。

しかしながら、本県において、財政健全化法に基づく財政指標の内容確認その他の事務の中で、必ずしもこの法の趣旨に沿った財務上の取扱いがなされていない事例が散見されたところである。

そのため、地方自治法を厳格に運用するとともに、財政健全化法に基づく健全化判断比率への実質的な債務の確実な反映が行われるためにも、次の事例に該当している、又はする場合は、平成20年度の補正予算又は平成21年度当初予算において債務負担行為の設定を行うなど、適正化に向けた措置を講じていただきたい。

なお、地方自治法第211条に基づく予算に関する説明書の作成にあたって、債務負担行為設定の状況に関して表記する際には、地方議会、住民に対して将来に渡る債務の状況を適切に説明するために、同一の債務負担行為について年度の経過により重複して項目建てを行うなど、負債総額が明確化されない表記は避けるよう留意いただきたい。

(1) 地方公社又は第三セクター等の団体の債務に関し、債務保証契約又は損失補償契約を締結する場合

(2) 市町村が、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号。以下「公拡法」という。）第17条第1項第1号に係る土地（以下「1号土地」という。）に係る用地取得依頼契約を土地開発公社と締結する場合

なお、土地開発公社に用地取得依頼を行う際は、当該土地の買戻し予定時期、買戻し予定額及び用途を明示した用地取得依頼契約を書面により締結することが前提であり、当該土地を土地開発公社が取得する際に債務保証契約を締結する場合には、用地取得依頼契約と債務保証契約に係るものの2事項に係る債務負担行為の設定が必要

また、以下に該当する場合は上記と同様

ア 土地開発公社が土地取得後、市町村から当該購入費用に係る支払が行われないまま市町村に所有権を移転（以下「資金代行」という。）する場合

イ 土地開発公社以外の第三セクター等であっても、市町村からの取得依頼を受けて土地、建物を取得する場合

(3) 他の地方公共団体と複数年度の支払を伴う協定を締結している場合のほか、リース、PFI契約、指定管理者への管理委託など、複数年度に及ぶ契約において、契約書上、契約期間と総支払額又は各年度の支払額が明記してある場合

なお、上記の場合であっても、契約書上、支払額の条項に「各年度の予算の定める範囲内で」の旨の記載があれば、後年度の支払額が義務化されないため、債務負担行為の設定は不要

### 2 地方公社等の供用済土地・未収金の適正処理

公拡法の趣旨及び土地開発公社の経営健全化の観点から、次の事例に該当する

場合には早期改善が必要となるが、財政状況等を理由に単年度で直ちに解消することが困難な場合にあつては、可能な限りの短期間での解消を担保すべく、債務負担行為を設定した上で、計画的な土地取得、取得費用の償還に係る契約を行うなど、適切な措置を講じていただきたい。

なお、本件については、市町村の依頼に基づきその他の第三セクター等が行った土地の取得や施設の建設においても、同様であるので留意いただきたい。

(1) 1号土地に関し、地方公共団体が買い取ることなく供用を開始する、いわゆる「供用済土地」が生じている場合

なお、1号土地については、事業用施設の供用開始がなされていない場合であっても、土地開発公社による保有が10年以上長期化した、いわゆる「塩漬け土地」が存在している場合には、当該土地の処理方針を早急に検討し、その解消に向けた計画的な取組が必要

(2) 土地開発公社が資金代行を行い、市町村が事業用地を取得したものの、当該代行費用に関し土地開発公社への未払い、又は長期に渡る繰り延べが生じている、いわゆる「未収金」が生じている場合

### 3 団体等への貸付金の適正な契約

市町村が団体等に対して貸付を行った際、貸付金の償還に関し、償還期限及びその方法を明示しないまま貸付を行っている事例がある。

こうした契約については、市町村の債権が担保されたものとは言い難く、地方公共団体が行う貸付契約としては不適正なものであり、契約そのものの有効性にも疑義が生じるものであることから、償還期限等を明示した変更契約を行うなど、早急に適正化に向けた措置を講じていただきたい。

### 4 地方交付税算定基礎となる台帳等の適正な整備と法令で定められた告示義務の遵守

道路法（昭和27年法律第180号）第28条に基づき整備が義務付けられ、道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第4条の2により記載事項が規定されている道路台帳など、各種法令に基づき整備が義務付けられている書類については、当該法令の趣旨に沿った適正な管理が義務付けられており、普通交付税に関する省令（昭和37年自治省令第17号）第3条第3項及び第4項に基づき整備が義務付けられたいわゆる公債台帳も同様である。

しかしながら、こうした地方交付税の算定基礎数値の根拠となる書類に関し、適正な現況の反映がされていない事例が散見されるほか、公の施設の供用開始など告示が義務付けられているにもかかわらず、告示がなされていない事例も見受けられることから、交付税検査等の有無にかかわらず、法令に基づく適正な告示行為や書類の管理がなされるよう、事務処理の方法などを再度点検し、確実な改善がなされるよう対処いただきたい。